

指定申請について

●生活保護法改正により、平成26年7月以降に介護保険法による指定を受けた介護機関（サービス）は、生活保護法による指定を受けたものとみなされますので、指定申請は不要です（**みなし指定**）。

ただし、みなし指定を希望されない場合は、あらかじめ「申出書」の提出が必要になります。

●平成26年6月30日までに介護保険法による指定を受けた介護機関で、**新たに**生活保護法による指定を受ける場合は、**指定申請が必要**です。

●必要書類

(1)指定申請書

(2)誓約書

(3)介護保険法による指定通知書の写し

※健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局に指定されたことにより、介護保険法の介護事業者として指定されたとみなされた場合は不要です。

(4)「入居に関する契約書」のひな型、「入居に関する重要事項説明書」など入居に係る利用料がわかる書類

※特定施設入居者生活介護（予防を含む）、認知症対応型特定施設入居者生活介護（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（予防を含む）のみ

●提出方法

窓口（生活福祉総務課）へ持参又は郵送

各種届出（変更、休止、再開、廃止等）について

●以下のような事由に該当する場合は、事由発生後10日以内に、全ての生活保護法等による指定介護機関（みなし指定を含む）について届出が必要です（郵送可）。

◎届出を要する事由

- ・介護機関の名称、所在地の変更
- ・介護機関の事業者（開設者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者職氏名の変更
- ・介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所の変更
- ・事業を休止した場合
- ・休止していた事業を再開した場合 等

●事業を廃止する場合

平成26年7月以降に介護保険法におけるみなし指定の事業所（サービス）については、介護保険法に基づく廃止手続きにより、生活保護法の指定の効力を失いますので、生活福祉総務課への廃止届書の提出は不要です。

平成26年6月30日までに生活保護法の指定を受けた事業所（サービス）については、生活福祉総務課への**廃止届書の提出が必要**です。

●同一法人内の複数の事業所にかかる届出については、届出書を**事業所番号ごと**に作成し、提出してください。

●管理者変更の場合は、変更届書とあわせて「誓約書」を提出してください。